

令和 6 年 5 月 31 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01285

研究課題名（和文）現代国際法における責任追及指向性—その動態と理論

研究課題名（英文）Accountability-oriented perspective in international law

研究代表者

古谷 修一（Furuya, Shuichi）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：50209194

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：国際刑事裁判の発展は、人権や安全を脅かす行為を行った者に対して刑事的な責任を追及し、これによって違反行為の治癒を図るとともに、将来にわたる同様の行為を抑止しようとする傾向を生み出した。しかし、こうした責任追及指向性（accountability-oriented perspective）は、単に国際人道法や人権法に限定されず、国際法におけるより広範な分野に影響を与えていると考えられ、全般的に責任究明的な手続への傾斜と社会全体の正義を実現する措置をもたらす傾向を示しており、それは事実調査や被害者賠償といった伝統的な国際法上の手段や措置の機能変化をもたらしている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現代国際法の進展は、人権保護、法の支配・民主主義の確立といった価値観に強く裏打ちされている。国際法の究極的な受益者は個人であり、個人の価値を最大化させることに直接に寄与すべきものと認識されてきている。このような基本理念は、人権や安全を脅かす行為を行った者に対して刑事的な責任を追及し、これによって違反行為の治癒を図るとともに、将来にわたる同様の行為を抑止しようとする傾向を生み出し、従来の国際法の履行確保措置に変化をもたらしつつある。本研究は、こうした責任追及指向性の動態を武力紛争の被害者への賠償とその実情の事実調査を素材として実証的に把握するとともに、その内実を理論化することを試みた。

研究成果の概要（英文）：The development of international criminal justice has created a trend towards pursuing criminal accountability for those who commit acts threatening human rights and security, thereby aiming to redress violations and deter similar conduct in the future. However, this accountability-oriented perspective is not limited merely to international humanitarian law or human rights law; it is believed to impact a broader range of areas within international law. Overall, it tends to result in a shift towards accountability procedures and measures aimed at achieving justice for society as a whole. This shift has also led to functional changes in traditional international legal measures, such as fact-finding missions and reparation for victims.

研究分野：国際法

キーワード：国際刑事裁判 個人責任 中間団体

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 現代国際法の進展は、人権保護、法の支配・民主主義の確立といった価値観に強く裏打ちされている。「人間の安全保障」「保護する責任」といった概念の台頭が示すように、国際法の究極的な受益者あるいは国際法が守るべき対象は個人であり、そうした個人の価値を最大化させることに、国際法が直接に寄与すべきものと認識されてきている。このような現代国際法の基本理念は、人権や安全を脅かす行為を行った者に対して刑事的な責任を追究し、これによって違反行為の治癒を図るとともに、将来にわたる同様の行為を抑止しようとする傾向を生み出し、従来の国際人権法、国際人道法、紛争の平和的解決に関わる法などの履行確保措置に変化をもたらしつつある。

(2) しかし、こうした責任追究指向性 (accountability-oriented perspective) は、単に国際人道法や人権法に限定されず、国際法におけるより広範な分野に影響を与えていると考えられる。従来、個人の刑事責任に関する国際法と国家間を規律する国際法は独立・別箇に機能するものと認識されてきたが、実際には両者は深く交錯している。たとえば、近年 ICC は国家の統治システムや軍組織など階層的に組織化された機構全体を、政治・軍事指導者の利用可能な装置 (apparatus) として把握し、その装置を使用して犯罪を行う者の責任を認定している。かかる論理の展開は、国家の統治制度そのものを個人責任の基盤とする点で、その内実は国家等の組織の行った行為の責任を個人に負わせるといった論理構造に等しい。さらに、地域的な人権裁判所が扱う事件においても、国家の法制度の内容や行政機構の一般的なあり方が人権侵害を引き起こす構造的人権侵害のケースが顕著になってきており、侵害行為を行った個人と国家を単純に切り分けることは、人権侵害の実態を見誤ることになる。こうした個人と国家の強い連関性から、前者に関する国際法の責任追究指向性が後者のあり方に大きく波及していると考えられるのである。

### 2. 研究の目的

(1) 本研究は、こうした現代国際法における責任追究指向性の動態を実証的に把握するとともに、その内実を理論化することを目的としている。このために、国際法に期待される役割・目的の観点から、「融和・協調指向モデル」と「責任追究指向モデル」という二つの理論モデルを想定し、これを通して具体的な国際法現象の分析を試みる。前者は、紛争の防止や平和的な解決を指向し、紛争当事者間の妥協や融和を実現する筋道を提供することを目的とする国際法規範の性格を表す。後者は、厳格な法の適用により責任の所在を明確化し、さらには加害者 (国) に対する正義の実現を目的とする特徴を示している。

(2) 加えて、現代国際法の特徴を析出するために二つの機能的分析視角を用いる。第一に「平和のための国際法」と「正義のための国際法」という対抗概念を立てる。前者は多様な価値の並存を前提として、これらの衝突を回避し、相互の利害を調整する機能を示すのに対し、後者は国際法の存在理由を普遍的な単一価値の実現ととらえ、国際的に統一された基準を定め、これに諸国の行動を統合化する機能を示す。第二に、国際法が国内法体系や国内社会の実質にどの程度深く介入し、目的を達成することになるのかという観点から、「調整の国際法」と「介入の国際法」という指標を立てる。前者においては、国際法は一定の裁量性を留保した基準を示し、これに伴う国家の法制度の整備や社会制度の改変などは、あくまでも当該国家自身の政策に委ねられる。一方、後者においては、国際法が国内法制度の具体的な内容や社会構造の根幹に関わる問題に直接に関与し、その改変を進めてゆくことになる。

(3) 本研究は、国際刑事裁判の発展が国家間を規律する国際法規範の変化を誘発している現象を「責任追究指向性の増大」と概念設定し、これを現代国際法の変容の大きな特徴として析出することを旨とする。

### 3. 研究の方法

(1) 上記のモデル・分析視角をもって、具体的には以下の2つの事象を中心に検討を行った。第一は、国際刑事裁判所 (ICC) とカンボジア特別法廷 (ECCC) を素材として分析し、国際法の責任追究指向性が被害者への賠償に与える影響について検討する。単純な「加害者 - 被害者」関係における賠償という構図から、国家や地域社会の再建まで巻き込んだより広範な被害者賠償の発想を呼び起こしているのではないかという問題意識から、両裁判所の判例の動向を検討する。

(2) 第二は、紛争解決の伝統的な手法の一つである審査 (inquiry) あるいは事実調査 (fact-finding) が、「中立的な事実の究明」から「刑事責任を立証するための証拠収集」へと転換しつつある動向を検討する。安保理の実施する近時の事実調査は、アドホックな刑事裁判所を設置するため、あるいは ICC に事態を付託するための準備的調査として機能する傾向にある。さらに、シリアに対する調査委員会 (Commission of Inquiry, COI) に代表されるように、安保理の機能不全 (これに伴う、ICC への非付託) を補う形で、人権理事会が COI を使って人権侵害状況の責任追究を行う事例も見られる。こうした実行は、紛争当事者間の交渉による解決を誘引するために事実を鮮明にするという旧来の事実調査の機能とは一線を画するものであり、機能的転換の意義を探ることが必要となる。

#### 4. 研究成果

(1) 責任追及指向性の増大は、単純に犯人の個人責任を追及するにとどまらず、被害者賠償への強い指向性ももたらしている。国際刑事裁判の文脈においては、本来こうした被害者賠償は加害者個人が被害者個人に行うもの(不法行為モデルの賠償)であったが、これが移行期正義の実現という観点から、武力紛争で疲弊した社会・国家の再建といった行政目的の賠償へと展開していることが明らかになった。

(2) ICCにおける賠償制度は、国内犯罪による被害者救済から出発し、国連や地域人権裁判所における人権侵害被害者の賠償にかかわる実行を反映するかたちで形成された。その意味では、犯罪あるいは人権侵害の加害者と被害者との二者関係のなかで、賠償を行う義務とこれを受ける権利の相互的な法関係を基盤としていることは間違いない。しかしながら、実際の運用においては、国際刑事裁判に特有の課題から、その内実に変化が生まれたと考えられる。

(3) ICCはひとつの事態で発生した犯罪のすべてを扱うことはできない。また、取り上げる犯罪においても、実際に裁判に付されるのは一握りの主導的地位にある者だけである。そうすると、必然的に当該裁判に付された者が行った犯罪の被害者だけが、ICCにおける賠償の対象とならざるをえない。これは、広範かつ組織的な犯罪が発生した地域の被害者救済という観点では、きわめて限定的な効果しか持ちえない。さらには、賠償を受けられる者とこれを受けられない者が同じ地域・コミュニティ内に生まれることになり、賠償の実施がむしろ地域社会における分断と対立を誘発する危険さえ考えられる。他方で、国連内では2000年代に入って、こうした地域社会との関係で、賠償制度が移行期正義の実現において果たす役割が強調されるようになってきている。賠償制度が移行期正義の実現に寄与すべきであるという要請から、ICC制度の一部である賠償もまた、紛争を経験した地域社会全体に寄与する方向にシフトしている。

(4) このように個別的賠償の困難さと地域社会の再建と融和への貢献という動因が働き、個別的賠償から集団的賠償へと力点が移動し、かつ加害者と被害者の二者関係に立脚した責任ベースの賠償に代わって、第三者による寄付金等を巻き込んだ連帯ベースの賠償が強調されてきていると指摘できる。こうした変化は、賠償マニフェストにおける被害者と援助マニフェストにおける被害者を形式的には明確に区分しながらも、救済すべき対象としては包括的に扱う指向性を示しており、その点で厳密な法的責任に基づく損失補填から、地域社会の復興という行政的・政策的目的をもった賠償へとシフトしていると考えられる。これは司法機関としての第一審裁判部が担うべき役割を超えるものであり、そのために援助マニフェストはもとより、賠償マニフェストにおいても信託基金が前面に立ち現れ、賠償実施の行政機関として包括的な役割を果たすことが期待されるようになってきていると考えられる。

(5) ECCCの場合には個別的賠償はもともと排除されており、その点では集団的賠償へと傾斜する動きがあるICCにおける実行を先取りしているとも言える。他方で、ECCCにおける賠償スキームが「その先」を示しているのは、移行期正義が犯罪の発生した国・地域社会の「開発」の問題と密接に結びついており、広い意味での開発援助(教育や医療制度の整備)と被害者を救済するための賠償が同じ側面を持たざるをえないという点である。移行期正義の実現という行政目的の一部として機能する賠償スキームは、集団的な側面を持つだけでなく、開発援助の色彩も帯びることになり、必然的に国際開発援助に携わるアクターが前面に現れることになった。

(6) 開発援助は一定額が先進国の予算内に織り込まれており、開発援助部門がこれをどの国・どのプロジェクトに配分するか決定するだけで済む。こうした意味で、開発援助予算が賠償に充てられるスキームは、賠償の実現可能性を高めるという観点で重要である。また、多くのプロジェクトはカンボジアの地元のNGOが企画・実施を担っており、賠償スキームの実施を通して、地域におけるNGO活動の活性化が図られ、市民社会の育成・発展につながる効果も見逃すことはできない。「ECCC - 民事当事者」という二者間の司法的な(静的な)賠償から、「ECCC - 開発援助機関 - ローカルNGO - 広義の被害者」といったより多くのアクターを巻き込んだ動的な賠償が、それらアクターの「活動」を通して実現しているのである。

(7) しかしながら、賠償の恩恵を受ける被害者の概念の拡張は、加害者と被害者の関係の希薄化を生み出すことになり、これは賠償の実務および理論の両面で問題を提示する。実務的に言えば、訴訟参加をした民事当事者と他の被害者との間で受ける恩恵に差がなくなり、そもそも費用・時間のコストをかけて民事当事者となるインセンティブが失われることになる。さらには、民事当事者として訴訟参加した被害者にとっては、地域社会の他の被害者と同じに扱われることへの不満が予想される。より直接的で深刻な被害を受けたことを背景に、敢えて民事当事者となった者に対する賠償が、間接的で相対的に軽微な被害を受けた者あるいは単に同じコミュニティに属しているだけの者と同じであるとされることは、賠償内容への不満というだけでなく、被害者としての尊厳を傷つける(と受け取られる)可能性もある。現実には、こうした不満はICCにおいても発生している。

(8) 理論的な問題としては、そもそもこれを「賠償」と位置づけることが適当なのかという点がある。すでに指摘したように、賠償責任は一次規則上の義務違反から発生する二次規則上の法的関係である。加害者には賠償の義務があり、被害者にはこれを受ける権利がある。したがって、違反発生にともなう二次規則上の「義務 - 権利」という関係は、法的な賠償の前提となる。ところが、ECCCの賠償スキームにおいては、被害者概念の拡張、責任ベースの賠償から独立した連帯ベースの賠償の存在、開発援助プロジェクトの時間スケールに沿った賠償の実施などの要素

が複合的に絡まり、「義務 - 権利」関係はほとんど意味を持たなくなっている。ECCC の賠償スキームにおいては、司法的な賠償と非司法的プログラム・措置との間の差異は、極めて小さいと言わざるをえない。後者が開発援助の一環として実施されることは理解できるとしても、司法的な賠償の意味を減損することは、被害者に対する「正義の実現」という趣旨からは離れているように思われる。

(9) 第二の事実調査の機能変化については、以下のような成果が得られた。従来、事実調査は紛争当事者の歩み寄りをもたらすために、事実評価に関する意見の隔たりを埋める役割を持つものと考えられてきた。その点で、事実を評価するに際しての態度は、あくまでも価値中立的であることが原則となる。これは冷戦期までの国連が想定した事実調査においても当てはまることであった。しかし、冷戦後に国連が設置してきた調査委員会 (commissions of inquiry, COIs) の多くは責任追及的な色彩が濃いものとなっており、刑事裁判との近接性あるいは連続性を強く意識させる。

(10) 刑事化の具体的な内容は個々の COIs によって異なるが、総体的に見るならば、与えられた調査マンデート、事実を評価する基準となる適用法規、最終的な調査結果、調査報告における勧告内容などに表出している。COIs の多くは、国際人権法・人道法の違反事実を調査することに加えて、「犯罪」が行われたか否かの評価を明示的なマンデートとして含んでいる。さらに、多くの COIs は上記の犯罪の犯人あるいは一般的な違反の責任者を「特定する (identify) 」任務も与えられている。これは従来の国家間関係における違反の事実調査から、個人責任に関連する事実調査へと拡張あるいは移行する傾向を端的に示している。事実を評価するためには一定の基準が必要であるが、COIs は国際人権法、国際人道法に加えて、国際刑事法に関わる国際法規範を適用する傾向を顕著に示している。COIs は調査の結論として、国家による違反行為とともに、人道に対する犯罪や戦争犯罪の発生を認定し、さらにこうした犯罪の責任者の特定も行っている。調査結果とそれに基づく勧告は、後の刑事訴追への指向・刑事裁判との連続性を強く示唆しており、多くの COIs 報告書が実際に安保理に対して ICC への事態の付託あるいはアドホックな刑事裁判所の設置を求める勧告を行っている。さらには、責任者リストに掲載された個人を、安保理あるいは個別国家の「狙い撃ち制裁」(targeted sanction) の対象とすることを勧告する場合もある。

(11) COIs が刑事化する理由として、国際人権法・人道法の違反に対する責任追及という要請が強くある一方で、具体的に責任追及を行う適当なフォーラムが欠如している事実があり、この間を埋める役割を COIs が果たしているという指摘がある。確かに、シリアに象徴されるように、ICC は存在していても、関係国がローマ規程の当事国ではなく、また安保理も事態を付託する決定ができない状況が、人権理事会や総会をして COI を設置させ、それを刑事裁判の代替とする、あるいは刑事裁判を実現するための政治的なテコとするという発想を生み出していることは間違いない。ただ、COIs が設置された多くの国・地域については、刑事裁判のための適当なフォーラムが存在しなかったわけではなく、むしろ COIs による事実調査が行われた事態が ICC やアドホックな裁判所で刑事的に処理される頻度は高い。そうした観点から見れば、刑事化を生み出しているのは、刑事裁判のフォーラムが存在しないことではなく、むしろ刑事裁判という手法が一般化し、それが最も実効的な紛争解決の方式であると認識されていることにある。刑事化は、現代の国際法あるいは国際関係を席捲している“accountability-oriented perspective”の産物と言えるのである。

(12) こうした刑事化した事実調査の傾向は、最近のウクライナに関する COI でも踏襲されている。しかし、ウクライナの場合には、すでに ICC が積極的な捜査を実施しており、COI による調査は ICC との重複を生んでいるとも言える。そのため、ウクライナ COI は「アカウンタビリティ措置」の勧告のなかに、被害者への救済・賠償に関する措置を読み込む実行を新たに展開している。これは国連総会が 2022 年 11 月に「ウクライナに対する侵略の救済と賠償の強化」と題する決議を採択したことと無関係ではない。同決議は加盟国に対し、ウクライナと協力して、被害の国際的な登録システムを構築し、ロシアによる国際違法行為に起因する損害、損失、危害に関する証拠と請求情報を文書の形で記録することを勧告しており、それは 2023 年報告書における COI の勧告内容と整合している。

(13) このように刑事化する事実調査が被害者救済の措置のための調査を担う傾向は、本研究が検討した被害者賠償の機能変化と事実調査の機能変化が底流では密接に関係していることを示す証左とも言える。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 4件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 古谷修一	4. 巻 7
2. 論文標題 ウクライナ侵略に対する国連人権理事会の対応 独立調査委員会の機能を中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 人権判例報	6. 最初と最後の頁 3-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Shuichi Furuya	4. 巻 -
2. 論文標題 A Criminalised Commission of Inquiry into Ukraine: The Impact on Fact-Finding by the Human Rights Council	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Shuichi Furuya, Hitomi Takemura and Kuniko Ozaki eds., Global Impact of the Ukraine Conflict: Perspectives from International Law (Springer)	6. 最初と最後の頁 229-250
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古谷修一	4. 巻 1
2. 論文標題 国際人権法・人道法違反に関する事実調査の機能的変容 - 国際法の刑事化の一断面	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 岩沢雄司・岡野正敬編『国際関係と法の支配 小和田恆国際司法裁判所裁判官退任記念』	6. 最初と最後の頁 667-697
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古谷修一	4. 巻 32
2. 論文標題 自由権規約委員会における規約解釈の動態－総括所見、見解、一般的意見の相互作用	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 88-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Shuichi Furuya	4. 巻 1
2. 論文標題 Reparation Mechanisms for Victims of Armed Conflict: Common and Basic Principles	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Nina H.B. Jorgensen ed., The International Criminal Responsibility of War's Funders and Profiteers	6. 最初と最後の頁 481-505
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古谷修一	4. 巻 2
2. 論文標題 国際刑事裁判所における『同一人物・同一行為』基準の適用 補完性に関する法と政策の狭間	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 浅田正彦他編『現代国際法の潮流II』	6. 最初と最後の頁 199-217
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古谷修一	4. 巻 65
2. 論文標題 武力紛争被害者に関する賠償メカニズムの動的展開 共通する基本原則の生成と進展	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学雑誌 (大阪市立大学)	6. 最初と最後の頁 231-267
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古谷修一	4. 巻 680
2. 論文標題 国際刑事裁判の発展と直面する課題 - 四半世紀の挑戦に対する評価 -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際問題	6. 最初と最後の頁 40-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古谷修一	4. 巻 なし
2. 論文標題 国際刑事裁判所における被害者賠償の展開 - 個別的損失補填から行政目的の集団的賠償へ -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 平・梅田・浜田編『人権と平和の国際法 - 宮崎繁樹先生追悼論文集』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 337-361
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 古谷修一
2. 発表標題 国際法の『刑事化』 正義と処罰を基調とする国際関係の展開
3. 学会等名 国際法協会日本支部（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 古谷修一
2. 発表標題 自由権規約委員会について 総括所見、見解、一般的意見の相互作用
3. 学会等名 国際人権法学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 Shuichi Furuya, Hitomi Takemura, Kuniko Ozaki	4. 発行年 2023年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 523
3. 書名 Global Impact of the Ukraine Conflict: Perspectives from International Law	

1. 著者名 Shuichi Furuya, Cristian Correa and Clara Sandoval	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Cambridge University Press	5. 総ページ数 290
3. 書名 Reparation for Victims of Armed Conflict	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------